

# 山梨県公報

第四百二十九号

令和五年

十一月二十七日

月 曜 日

## 目次

○家畜伝染病の発生……………	六九一
○随意契約の相手方の決定について……………	六九一
○公共測量の終了……………	六九一
○政治団体の名称等の届出……………	六九二
○参議院山梨県選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書……………	六九三

## 告示

### 山梨県告示第二百八十号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

令和五年十一月二十七日

山梨県知事 長崎 幸太郎

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	二	北杜市	令和五年十一月十三日

## 公告

### ● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和五年十一月二十七日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 随意契約に係る役務
  - 名称 アプリ開発のための庁内体制構築業務
  - 数量 一式
- 契約に関する事務を担当する所属
  - 名称 山梨県DX・情報政策推進統括官
  - 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 随意契約の相手方を決定した日 令和五年九月二十八日
- 随意契約の相手方
  - 名称 アビームコンサルティング株式会社
  - 住所 東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
- 契約額 六千二百七十万円
- 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 随意契約によることとした理由 アプリ開発のための庁内体制構築にあたっては、導入するツール調査やツールを導入することによるリスク分析などを実施したうえで山梨県の実況を踏まえた利用方針、組織体制、運用方針、研修を含む人材育成方針を検討し、ガイドラインを作成する必要がある。これには高度・専門的な知識や経験、企画力が求められることに加え、その構築方法も事業者によってさまざまであり、統一的な仕様を示すことができないため(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第百七十七号)第十一条第一項第一号該当)。

### ● 公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により中北建設事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十一月二十七日

- 山梨県知事 長崎 幸太郎
- 一 測量の種類 公共測量（砂防基盤図作成）
  - 二 測量の地域 韮崎市、南アルプス市及び中央市
  - 三 測量の期間 令和五年三月八日から令和五年十月三十一日まで

### 選挙管理委員会

#### 山梨県選挙管理委員会告示第五十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項、第七条、第十七条第一項及び第十九条第三項の規定による届出が次のとおりあった。

令和五年十一月二十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮 山 博

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届  
その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
堀内えいこ後援会	渡辺節子	小佐野清美	南都留郡富士河口湖町大石二二三四	令和五年十月二十五日	令和五年十月二十七日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
新	日本共産党郡内東八西八地区委員会			富士吉田市新屋一七七八〇	令和五年十月十三日	令和五年十月十九日
旧	幸福実現党山梨東部後援会			富士吉田市新屋一八一七	令和五年十月二十四日	令和五年十月二十四日
新		渡邊三代志				
旧		菊地祥一郎				

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
いちき伴子後援会	市來伴子	金井塚誠	甲府市中央四一六一四	令和五年十月十五日	令和五年十月二十五日
浅川ひろやす後援会	浅川裕康	石川ゆみ子	韮崎市龍岡町若尾新田一七二一一	令和五年十月十五日	令和五年十一月

政治資金規正法第十九条第三項第二号による届出 資金管理団体でなくなった旨の届

氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	資金管理団体でなくなった年月日	届出年月日
市来 伴子	衆議院議員	いちき伴子後援会	甲府市中央四一六一一四	市来 伴子	令和五年十月十五日	令和五年十月十五日

山梨県選挙管理委員会告示第五十六号

令和四年七月十日執行の参議院山梨県選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条の規定による候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書について、候補者永井学の出納責任者から訂正の報告があったので、同法第百九十二条第一項の規定による収支報告書の要旨の公表（令和四年十月二十四日山梨県選挙管理委員会告示第五十六号）の一部を次のとおり訂正する。

令和五年十一月二十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮 山 博

候補者永井学第一回分のうち、「令和四年四月一日から」を「令和四年四月十三日から」に改める。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番